

# 情報ファイル

Information File



特集  
情報ファイル  
催し・募集

## 税

**個人事業税第1期分  
納税をお忘れなく**

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日(月)です。

8月中旬に県から納税通知書が届きますので、最寄りの銀行、農協、漁協、ゆうちょ銀行(ゆうちょ銀行代理店の郵便局を含む。)などの金融機関、もしくはコンビニエンスストア(納付書の納付金額が30万円以下のものにかぎる。)または県税事務所で納付してください。

なお、Payeasv(ペイジー)パソコンやATMを利用して税金などの支払いができるシステム)に対応しているインターネットバンキングまたはATMからの納付もできますので、ぜひ利用してください。

(この場合、領収証書は発行されません。必要な方は、ゆうちょ銀行・郵便局を除く金融機関などの窓口で納付してください。)

また、納税には便利で安全な口座振替制度もありますので、希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きしてく

ださい。(手続きの時期によっては、第2期分からの取扱いとなる場合があります。)

**問合せ先**  
愛知県西三河県税事務所  
県民税・事業税第二グループ  
〒444-8503 (住所記載不要)  
☎0564-27-2713  
<http://www.pref.aichi.jp/zaimu/>

**国民健康保険  
課税限度額の見直し  
軽減対象者の拡大**

国の税制改正に基づき、国民健康保険税が次のとおり改正されます。

**■課税限度額の見直し**

国民健康保険税は、加入者の所得や資産に基づいて計算した税額が一定の限度額を超える場合、表1の限度額で課税されます。

\*介護分は、40〜64歳の加入者が対象

**■軽減対象者の拡大**

加入者の前年中の所得が表2の金額以下だった場合は、均等割・平等割が2〜7割軽減されます。

(被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者が

ら後期高齢者医療の被保険者に移行した方を含む。)

**問合せ先**  
岡市民窓口グループ  
☎52-1111 (内線261)

課税限度額の見直し (表1)

	現行	改正後
医療分	51万円	52万円
後期高齢者支援分	16万円	17万円
介護分	14万円	16万円

(表2)

軽減対象者の拡大

	現行	改正後
7割軽減	33万円	変更なし
5割軽減	33万円 + 24.5万円×被保険者数	33万円 + 26万円×被保険者数
2割軽減	33万円 + 45万円×被保険者数	33万円 + 47万円×被保険者数

## 相談

**国民健康保険  
多重債務者相談**

国民健康保険加入者で、多重債務に苦しんでいる方を対象に、愛知県国民健康保険団体に、愛知県国民健康保険団体会合が専門相談員(弁護士)による無料相談を実施します。

消費者金融などの貸金業者から、過払い金を回収して国民健康保険税などの滞納分に充て、多重債務の解消と併せて滞納市税の解消ができる場合があります。

借金の整理などに関することは何でも相談してください。※予約制です。相談を希望する方は問い合わせてください。

とき 9月26日(土)  
午前9時〜正午

ところ 市役所第1会議室  
申込・問合せ先  
岡市民窓口グループ  
☎52-1111 (内線261)

